

嘉 麻 市 教 育 大 綱

～嘉麻市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱～

嘉 麻 市

1 はじめに

（１）教育大綱策定の背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針「国の第 2 期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

（２）教育大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、嘉麻市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、嘉麻市の教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について定めた「嘉麻市教育振興基本計画」と連動するものです。

（３）教育大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、嘉麻市教育振興基本計画の計画期間である 2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 3 年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

（４）教育大綱に基づく施策の実施

この大綱に掲げる基本目標の達成に向け、主要施策の推進及び具体的な事業を実施していきます。また、その実施にあたっては、嘉麻市の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。



嘉麻市マスコットキャラクター

「かまししちゃん」

2 基本目標

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

※嘉麻市教育基本条例第2条第2項より

3 主要施策

- (1) 少人数指導等による学力向上
- (2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実
- (3) 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- (4) 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
- (5) 体力及び運動能力向上の推進
- (6) 人権尊重精神を育成する教育の推進
- (7) 市民文化の創造

※嘉麻市教育基本条例第5条第2項より

4 施策の展開

(1) 少人数指導等による学力向上

① 確かな学力向上のための取組の推進

全国学力・学習状況調査における嘉麻市の児童生徒の標準化得点は、全国の平均（100）以下であり、学力を全国平均に近づけるために、嘉麻市独自の教育施策の実施、環境の整備を進めていきます。

(2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実

① 子どものニーズに応じる教育の充実

特別支援教育は、障がいのある幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。また、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の早期による特別支援教育を総合的に推進します。

② 社会の変化に対応する教育の充実

学習指導要領の改訂により、小学校では、3・4年生に「外国語活動」が、

５・６年生に「外国語科」が新設されるにあたり、国際感覚を身に付けさせるため、国際的な共通語としての英語教育の充実を図ります。また、コミュニケーション能力の素地を養い、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中、児童生徒がコンピュータやインターネット等を活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成を図ります。

③信頼される教員の確保と研修の充実

教員として対応すべき教育課題が変化しており、教職員を対象とした研修事業の充実を図ります。

④安心して学べる学校づくりの推進

通学時における交通事故や不審者事案が増加するなど、児童生徒を取り巻く環境にも変化が出てきており、児童生徒が安心して学校に通えるよう、学校防犯体制等を推進します。

⑤学校施設整備の推進

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、児童生徒が生きる力を育むための学びの場であります。また、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保するために施設の維持管理を図ります。

⑥地域に開かれた学校づくりの推進

教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るための必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めます。また、生涯スポーツの推進に寄与するため、学校教育に支障のない限りにおいて、学校施設の開放を行います。

⑦小中連携教育への取組

小中学校が協力し、初等教育と前期中等教育の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育を推進します。

⑧教育の機会均等の促進

経済的理由による就園・就学困難者の教育費の負担軽減を図ります。

（３）豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

①道徳性と自立心を養う心の教育の充実

嘉麻市の教育課題の一つである「規範意識の醸成」には、道徳教育の充実が不可欠であることから、家庭や地域社会との連携を推進しながら、豊かな自然・社会体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ります。

②健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実

学校保健安全法に基づく、児童生徒及び教職員の健康診断の実施や各学校において学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し、適切に実施するよう指導助言を行います。また、児童生徒の心身の健全な発達のため、安心・安全で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食を提供すること、さらに、給食を通し、児童生徒が自分自身の健康のための食事について考えさせる「食育」を推進します。

③家庭・地域・学校における読書活動推進

児童生徒の学習や読書意欲を高めるため、市立図書館や嘉麻市学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館の整備や、引き続き図書司書等を配置し、組織的、継続的な読書活動の推進に努めます。

④いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実

いじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動は、依然として教育上の大きな問題であり、児童生徒、保護者、教員等の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図ります。

⑤家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実

子どもたちの総合的な健全育成と学力の向上を推進するため、学校と地域が連携・協働する体制の構築を目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、学校や公民館等の社会施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティ（地域づくり）の形成を推進します。

⑥男女共同参画教育の推進

男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が大変重要な役割を果たします。「嘉麻市男女共同参画推進条例」においても、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮を基本理念に掲げています。こうした理念に基づき、より多くの人に男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育を通して意識改革と啓発を促進します。

（４）生涯学習の実現を目指す社会教育の推進

①生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備

社会教育関係団体が運営・展開する事業について、団体の活動に応じ適切な指導助言等の支援を行います。

②学習機会の提供及び学習成果の活用促進

市民の生涯学習を推進し、市民の活動拠点である公民館などの活用促進、公民館活動の活性化を図ります。

③図書館の利用促進

図書館は、市民にとって必要な資料や情報を収集・整理・保管・提供し、多くの人が気軽に本とふれあう身近な施設です。市民の「知の拠点施設」となり、だれもが利用しやすいよう環境整備を総合的に行い、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(5) 体力及び運動能力向上の推進

①スポーツによる地域の活性化

スポーツと健康運動を通じて、市民一人ひとりの潜在的能力の向上を目指します。また、スポーツに関係する多くの人が嘉麻市を訪れ、スポーツを行い、観るとともに、地域の人々との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

②スポーツ環境の整備

身近に運動・スポーツを行うことができる場所や機会を提供するために、既存の施設の改修、改善等を行うとともに、施設の効率的な運営方法の検討や情報発信を推進します。また、だれもがいつでも気軽に参加できるようなスポーツ環境づくりを進め、多様な市民ニーズに応じたスポーツ活動の場を提供します。

③生涯スポーツの推進

積極的にスポーツに参加できる環境をつくり、市民が自分にあったスポーツを継続的に実践することで、将来にわたって健康で健やかな生涯を過ごせるような取組を推進します。

④競技スポーツの推進

スポーツ文化を広め、豊かなコミュニケーション社会を育むために、だれもが自らの目標に即して、スポーツ競技力の向上を目指す取組を推進します。

(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進

①学校教育における人権・同和教育の推進及び支援

学校教育全体を通じて、児童生徒に人権教育を推進します。

②社会教育における人権・同和教育の推進及び支援

福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づいて、国・県及び近隣市町村や関係機関・団体等との連携を図りながら、偏見や差別のない、人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に向けて、取組を推進します。

(7) 市民文化の創造

① 美術に関する創造的活動の推進

郷土にゆかりのある作家の美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進します。

② 文化財の保護・継承・活用

文化財保護法等に基づき、市内に存在する多様な指定文化財をはじめ、市にとって重要な歴史・文化遺産の保存や活用を図るための事業を推進します。